

## 【訪問看護・予防訪問看護利用料金表】

訪問看護の利用料金は、介護保険法令に定める介護給付費(介護報酬)に準拠した次の金額となります。

【2019年10月改定版】

その他

1単位 = 10.00円

〔訪問看護・予防訪問看護〕 利用料金(1回につき)

所要時間	保健師・看護師が訪問した場合								理学療法士等が訪問した場合					
	20分未満		30分未満		60分未満		90分未満		20分		40分		60分	
	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防
通常	3,120円	3,010円	4,690円	4,490円	8,190円	7,900円	11,220円	10,840円	2,970円	2,870円	5,940円	5,740円	8,010円	7,740円
1割負担	312円	301円	469円	449円	819円	790円	1,122円	1,084円	297円	287円	594円	574円	801円	774円
2割負担	624円	602円	938円	898円	1,638円	1,580円	2,244円	2,168円	594円	574円	1,188円	1,148円	1,602円	1,548円
3割負担	936円	903円	1,407円	1,347円	2,457円	2,370円	3,366円	3,252円	891円	861円	1,782円	1,722円	2,403円	2,322円
単位数	312 単位	301 単位	469 単位	449 単位	819 単位	790 単位	1122 単位	1084 単位	297 単位	287 単位	594 単位	574 単位	801 単位	774 単位

【加算・減算項目】※ 自己負担の割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

(予防)緊急訪問看護加算 I	5,740円	厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届出をした場合には、その基準で規程されている区分に従い、上記の利用料金に加算することができます。◇「ご利用者又はそのご家族に対して24時間の連絡体制を取り、ご利用者の同意を頂いた上で、計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う体制を取っている」
単位数	574単位	
(予防)特別管理加算 I	5,000円	厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届出をした場合には、その基準で規程されている区分に従い、上記の利用料金に加算することができます。◇以下に該当する状態にあるご利用者に対して計画的な管理を行った場合 I を算定する場合在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。II を算定する場合①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法 ②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ③真皮を超える褥瘡の状態 ④点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
単位数	500単位	
(予防)初回加算	3,000円	新規に訪問看護計画を作成したご利用者に対して、初回若しくは初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った場合において、初回加算を算定することができます。
単位数	300単位	
早朝・夜間加算	通常料金 × 125%	6:00～8:00、18:00～22:00
深夜加算	通常料金 × 150%	22:00～明朝6:00
(予防)長時間加算	3,000円	特別管理加算対象者で90分以上を超えるて訪問看護を実施する場合
単位数	300単位	
(予防)複数名訪問加算	2,540円	複数の看護師による訪問・30分未満
単位数	254単位	
(予防)複数名訪問加算	4,020円	複数の看護師による訪問・30分以上
単位数	402単位	
ターミナルケア加算	20,000円	厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届出をした場合には、その基準で規程されている区分に従い、上記の利用料金に加算することができます。◇以下に該当する場合において、ターミナルケア加算を算定することができます。 ① 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施していること。 ② 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制についてご利用者及びそのご家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを実施していること。
単位数	2,000単位	
(予防)退院時共同指導加算	6,000円	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中のご利用者が退院又は退所するに当たり、訪問看護事業所の看護師等(准看護師を除く。)が、退院時共同指導を行った後に、ご利用者が退院又は退所され、サービスを行った場合に加算することができます。特別な管理を必要とするご利用者については2回算定する場合があります。
単位数	600単位	